

●香川県告示第31号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により平成10年香川県告示第95号で指定した通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定を次のとおり解除する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において平成29年1月31日から同年2月20日まで一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定を解除する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道（438号）	仲多度郡まんのう町勝浦字三角3114番1地先から 仲多度郡まんのう町中通字皆野1256番5地先まで
一般国道（438号）	仲多度郡まんのう町炭所西字宮ノ下694番2地先から 仲多度郡まんのう町炭所西字片岡1452番5地先まで
一般国道（438号）	丸亀市綾歌町岡田下字西小椎尾629番1地先から 丸亀市綾歌町岡田下字西小椎尾545番4地先まで

2 指定を解除する期日 平成29年4月1日